

2010年1月8日 全5頁

# 適時開示などに関する

## 東証規則改正

制度調査部  
横山 淳

### 東証上場制度総合整備プログラム

#### [要約]

- 2009年12月22日、東証は『「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について』を発表した。
- 上場会社が適時開示を行うに当たって開示すべき共通事項として、決定（発生）の経緯、決定（発生）事実の概要、今後の見通しなどを定めるとしている。
- 内部統制報告書について、監査法人が「不適正意見」などを表明した場合だけでなく、発行会社の経営者自らが「重大な欠陥」ありと認めた場合などにも適時開示を求めることとしている。

※本稿は、2009年11月11日付レポート「独立役員、適時開示に関する東証規則改正案」のうち、適時開示などに関する部分を、最終的な規則に基づいて書き改めたものである。

#### はじめに

○2009年12月22日、東京証券取引所（以下、東証）は、『「上場制度整備の事項計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく業務規程等の一部改正について』<sup>1</sup>を発表した。これは9月29日に東証が発表した『上場制度整備の実行計画2009』（以下、『実行計画2009』）<sup>2</sup>において、「速やかに実施する事項」<sup>3</sup>として掲げられていた事項を中心として、規則改正などによる対応を目指すものである。

○その主な内容は、次の通りである。

1. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備  
(1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重

<sup>1</sup> 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/regulations/taisho.html>) に掲載されている。

<sup>2</sup> 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2009program.pdf>) に掲載されている。なお、拙稿「東証の『実行計画2009』（ガバナンス編）」（2009年10月9日付レポート）、「東証の『実行計画2009』（適時開示編）」（2009年10月23日付レポート）なども参照。

<sup>3</sup> 具体的には「本実行計画の公表後、制度要綱のとりまとめ又は要請その他の施策を順次実施する事項（施策の具体的な内容が特定されている事項については、来年3月期決算に係る定時株主総会に向けた上場会社の事務日程等を配慮し、優先的に実施する）」とされていた。

- (2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実
- (3) 独立役員

## 2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し

- (1) 適時開示における最低限求められる開示事項の明確化
- (2) 非上場の親会社等に係る開示の整理
- (3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示

## 3. その他

- (1) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備（IFRS 関連）
- (2) 新株予約権証券の上場基準の緩和（ライツ・イシュー関連）
- (3) その他

○本稿では、これらの事項のうち「2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し」と「3. その他」のうち「(1)会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備（IFRS 関連）」について、簡単に解説する。

○なお、『実行計画 2009』では「株主総会議案の議決結果の公表」も盛り込まれていたが、これは今回の規則改正ではなく、別途、『株主総会議案の議決結果の公表についてお願い』<sup>4</sup>として既に実施されている。

# 1. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し

## (1) 適時開示における最低限求められる開示事項の明確化

○今回の規則改正で、上場会社が適時開示を行うに当たって最低限求められる開示事項を明確化している。具体的には、原則として、次の内容を開示することと定められている（改正後の東証有価証券上場規程施行規則 402 条の 2 第 1 項）。

- a. 上場会社が決定事実を決定した理由、発生事実が発生した経緯
- b. 決定事実、発生事実の概要
- c. 決定事実、発生事実に関する今後の見通し
- d. その他東証が投資判断上重要と認める事項

○これは『実行計画 2009』が「適時開示資料の作成にあたって、上場規則上最低限含めるべき開示内容を明確化し、実効性確保手段の予見可能性を高める対応を行う」としていたのを受けたものである。

○なお、東証は、個別項目ごとの取扱いなどについても、「会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り具体的に明確化」を図る方針を示している（東証『「上場制度整備の実行計画 2009（速

<sup>4</sup> 東証のウェブサイト ([http://www.tse.or.jp/news/200910/091029\\_b.html](http://www.tse.or.jp/news/200910/091029_b.html)) に掲載されている。なお、堀内勇世「東証の総会議案の議決結果公表要請」（2009年11月2日付レポート）参照。

やかに実施する事項) 」に基づく上場制度の整備等について』<sup>5</sup> (2009年10月29日) )。

## (2) 非上場の親会社等に係る開示の整理

○今回の規則改正において、機能が重複する面のある「非上場親会社等の情報の開示」と「支配株主等に関する事項の開示」の統合が行われている。

○これは『実行計画 2009』が「非上場の親会社等の会社情報に係る適時開示等について、同様の趣旨で求めており、近年充実を図っている支配株主との取引内容や支配株主等に関する事項の開示に統合し、実務の効率化を図る」としていたのを受けたものである。

○具体的には、次のような対応がなされている<sup>6</sup>。

- ①「非上場親会社等の情報の開示」に関する規定（改正前の東証有価証券上場規程 406 条など）の削除
- ②「支配株主等に関する事項の開示」に、非上場親会社等の決算内容の開示に関する規定を追加（改正後の東証有価証券上場規程 411 条 2、3 項など）

## (3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示

○今回の規則改正において、内部統制報告書の提出について次の決定を行った場合は、直ちにその内容を開示することが義務付けられている（改正後の東証有価証券上場規程 402 条 1 号 am）。

上場会社の業務執行を決定する機関が、次の①又は②を記載する内部統制報告書の提出について決定した場合

- ①内部統制に重要な欠陥がある旨
- ②内部統制の評価結果を表明できない旨

○従来の東証規則の下でも、内部統制報告書の監査を行った監査法人等が、その会社が実施した内部統制の評価などに何らかの問題を認識したため、内部統制監査報告書に「不適正意見」又は「意見不表明」の記載を行った場合は、直ちに適時開示を行うことが求められていた（改正前の東証有価証券上場規程 402 条 2 号 v の 2。改正後も同じ）。

○しかし、発行会社（の経営者）自身が、何らかの問題を認識したため、内部統制報告書に「重大な

<sup>5</sup> 東証のウェブサイト (<http://www.tse.or.jp/rules/comment/091029-jojo.pdf>) に掲載されている。

<sup>6</sup> なお、非上場親会社等の決定事実・発生事実についての適時開示に関する規定（改正前の東証有価証券上場規程 406 条 1 項 1、2 号）は改正後の規則に引き継がれていない模様である。もっとも、主要株主・筆頭株主の異動や、親会社等に係る破産手続開始の申立てなどは、そもそも上場会社本体が適時開示すべき発生事実として位置づけられている（改正前及び改正後の東証有価証券上場規程 402 条 2 号 b、j）。加えて、「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」（いわゆるバスケット条項）についても適時開示が求められている（同 x）。その意味では、規定が引き継がれなかったからといって、非上場親会社等に関する適時開示が不要になったと考えるべきではないだろう。むしろ、形式的な要件ではなく、（上場会社本体に与える影響という）実質的な要件に基づいて適時開示の要否の判断が求められる趣旨だと考えられるだろう。

欠陥」ありと記載することを決定した場合については、適時開示は必ずしも要求されていなかった<sup>7</sup>。しかも、発行会社の（の経営者）自身が「重大な欠陥」ありと記載した内容が事実であれば、監査法人等も「不適正意見」等を記載することもないため、前記の「不適正意見」等の記載を理由とした適時開示義務も課されないこととなっていた。

○このような状況を踏まえ、東証は今回の改正の趣旨を次のように説明している（東京証券取引所『「上場制度整備の実行計画 2009（速やかに実施する事項）に基づく上場制度の整備について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について』<sup>8</sup>（以下、『東証の考え方』）19）。

内部統制報告書上の「重要な欠陥」の存在の事実のみが報道等で伝えられたりしている状況を踏まえ、上場会社自身に「重要な欠陥」について具体的な内容の説明を求めることで、投資者に対してより正確かつ公平な情報を伝え、ご指摘のような混乱を生じさせないため、この度、適時開示の対象とするもの

○なお、具体的な開示内容等について、東証は次のような方針を示している（『東証の考え方』20）。

適時開示の具体的な内容や考え方については、会社情報適時開示ガイドブックにおいて可能な限り明確化していきます。具体的には、重要な欠陥が存在する場合、その内容、事業年度末日までに是正されなかった理由に加えて、重要な欠陥の是正に向けての方針、当該方針を実行するために検討している計画等があるときは、その内容について記載を求めることを想定しています。

## 2. 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備（IFRS関連）

○東証は、今回の規則改正の中で、次の事項を企業行動規範の「望まれる事項」として規定し、上場会社に求めることとしている（改正後の東証有価証券上場規程 451 条）。

会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるものとする。

○例えば、従来から東証は上場会社に対して、財務会計基準機構への加入を要請していた<sup>9</sup>。今回の規則改正では、それを一歩進め、有価証券上場規程上の企業行動規範に基づく「ルール」と位置づけるということである。

○もっとも「ルール」とは言え、企業行動規範の「望まれる事項」と位置づけられる予定とされていることから、（違反したとしても）実効性確保手段（いわゆる制裁措置）の対象とはならないものと考えられる。

○ただ、東証は、同時に、上場会社に対して、事業年度経過後 3 ヶ月以内に「**当該事業年度の末日に**

<sup>7</sup> 当初は、東証も、監査法人等による「不適正意見」等だけではなく、発行会社（の経営者）自身が「重大な欠陥」等を認識した場合にも適時開示を求めることとしていた。それが、2008 年の最終的な改正規則では、必ずしも適時開示を求めない方針に転換された。なお、拙稿「内部統制報告書導入への東証の対応」（2008 年 4 月 24 日付レポート）参照。

<sup>8</sup> 東証のウェブサイト（[http://www.tse.or.jp/rules/comment/091029-jojo\\_2.pdf](http://www.tse.or.jp/rules/comment/091029-jojo_2.pdf)）に掲載されている。

<sup>9</sup> 東証のウェブサイト（<http://www.tse.or.jp/rules/td/asb/index.html>）など参照。なお、東証は 2009 年 9 月末時点で、東証上場会社の約 94% が財務会計基準機構に加入済みとしている。

**おける公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む）」**について開示を求めるとしている<sup>10</sup>（改正後の東証有価証券上場規程 409 条の 2）。その意味では、上場会社の財務会計基準機構加入に向けて、間接的ではあるが、一定の強制力が働くことが想定できるだろう。

- なお、今後、上場会社に対し、財務会計基準機構加入を義務化することについて、東証は次のような見解を示している（『東証の考え方』22）。

上場企業における財務会計基準機構への加入実態を踏まえつつ、引き続き検討して参ります。

### 3. 施行日

- 改正後の東証規則は、2009 年 12 月 30 日から施行されている。なお、実際の適用に当たっては、次のような経過措置が設けられている。
- 前記 1. (3) の内部統制報告書に関する適時開示は、2010 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用される（東証有価証券上場規程改正付則 2 項）。
- 前記 2. の財務会計基準機構への加入状況に関する開示は、2010 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用される（同 3 項）。

<sup>10</sup> 上場会社が事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、財務会計基準機構の会員マークを表示している場合はこの限りではないとされている（改正後の東証有価証券上場規程 409 条の 2 但書、同施行規則 410 条の 2）。